

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年1月8日（平成31年（行個）諮問第1号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行個）答申第218号）

事件名：本人に係る特定刑事施設における医務診療記録の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年7月23日付け東管発第3043号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

このたび私（審査請求人を指す。以下同じ。）は東京矯正管区に対し保有個人情報開示請求を行いましたが，法18条2項の規定により不開示の決定がなされましたが今回私が開示請求を求めた理由及び使用用途については社会において労災事故における後遺症の経過状況や処方薬の詳細等労災事故の当事者である会社及び労働基準監督署から証明資料とする等，提出依頼があったため，必要としています。今回開示請求がなされなければ労災による後遺症が証拠不十分によって認められず，今後の生活において私は多々なる不利益を被ってしまいますので，今回どうしても保有個人情報が必要となりますゆえ，このたびの審査請求の方よろしくお願い致します。

（2）意見書

私が今回刑事施設内にて特定刑事施設における医務診療記録の写し請求のために行政機関の保有する個人情報開示請求をしたい旨の理由等，詳細についてお話し致します。

（略）

今回施設内での医務診療記録の写しが発行されないと私は，後遺症の

証明が出来ず、このまま多々、後遺症を持ったまま泣き寝入りとなり自費にての検査や通院等、また、意識障害の賠償が無いままでは、社会復帰しても、仕事や日常生活さえも困難な状況になってしまいます。

(略)

怪我をさせた側の会社及び労働基準監督署から労災事故による後遺症の証明資料として、医務診療記録が必要とされ提出を求められております故、これらの状況を考慮の上、どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、保有個人情報開示請求書により開示請求し、平成30年7月23日付け東管発第3043号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」により、「請求者（審査請求人を指す。以下同じ。）本人に係る医務診療記録（特定年月日Aから特定年月日Bまで）」（特定刑事施設）」（本件対象保有個人情報）について、法45条1項の規定により、本件対象保有個人情報については、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であり、法45条1項の適用除外規定に該当するものとして、処分庁において保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の法45条該当性について検討する。
- 2 本件対象保有個人情報の法45条該当性について
 - (1) 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。
 - (2) 本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。
- 3 以上のとおり、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして、原処分を行ったことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成31年1月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、上記第3の2(2)で諮問庁が説明するとおり、特定の個人が刑事施設に收容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示すると、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事

事件に係る裁判，刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

「請求者本人に係る医務診療記録（特定年月日 A から特定年月日 B まで）」
（特定刑事施設）